

十林務第 30051-7 号指令

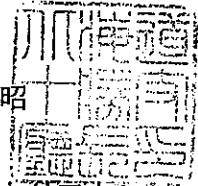
幕別町宝町 53 番地の 1  
幕別町森林組合

平成 20 年 6 月 13 日申請の平成 19 年度（繰越分）森林環境保全整備事業（春期第 1 回）育成単層林整備に対し、金 4 1 2 万 4, 1 5 4 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 20 年 9 月 5 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	10,825,907	4,124,154
うち道州制分		
計	10,825,907	4,124,154

611  
除間伐  
経費補助

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

(1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。

(2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林につ

伊 栗 の 備 類	又 丁	印	冊	伊 栗 の 備 類	伊 栗 の 備 類
611	14		13	1	
シヨカンハツ (タンソウリン)	トカチ		マクハツチヨウ	シンクミ	

事業区分	申請番号	氏名	消費税	面積 ha	ha 当り											標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定係数	査定経費 円	うち消費税補助金額 円						
					施 業 内 容					改 良			推進費諸掛費 円														
					樹種	林齢	笹丈	傾斜	計画回数	刈設回数	散布方法	伐木内容		木搬出有	枝打(私)高							刈出し面積 ha	かき起し面積 ha	つる切り面積 ha			
	2050117	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	156	カラ	24	1	2	1				2				000	18498	141820	210706	221239	170	358200	143280			
	*****	ニーフ (高野)		7686															12392993	13012549		21068082	8427227				
	2900405	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1292	カラ	23	1	2	1				3	1		000	25302	193984	2386944	2506273	170	4057804	1623121				
	2900407	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1468	カラ	26	1	2	1				3	1		000	27216	208656	2917210	3063070	170	4959257	1983702				
	2900408	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1020	カラ	25	1	2	1				3	1		000	25302	193984	1884430	1978637	170	3203531	1281412				
	*****	ニーフ (高野)		3780															7188584	7547980		12220592	4888235				
19-1	2901203	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	3052	カラ	26	1	2	1				3	1		000	27216	208656	6064934	6368181	170	10310387	4124154				
	*****	ニーフ (高野)		3052															6064934	6368181		10310387	4124154				
合 計		造林者数 件数		面積 ha														造林者数 件数	面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円	森組等受託	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円	
		3	21	14518														3	21	14518	26928710	45778796	17439616		26928710	45778796	17439616



## 除 間 伐 事 業 請 負 契 約 書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という) と請負者幕別町森林組合 (以下乙という) との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 4,909,703 円とする。  
(内訳 税抜き価額 4,675,908 円 消費税 233,795 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成20年 3月 15日より  
平成20年 5月 15日までとする。  
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。  
着手時までに 0 パーセント  
中間時に 0 パーセント  
引渡終了後に 100 パーセント  
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書をもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき  
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき  
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第3者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第3者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第3者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。

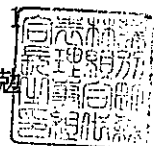


平成20年 3月 12日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地  
ニッタ株式会社農林事業所  
所長 永野 仁



(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の  
幕別町森林組合  
代表理事組合長 寺岡 勉



## 除 間 伐 基 準

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 除 伐   | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                        |
| 2 | 切 捨   | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                          |
| 3 | 整 理 伐 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐   | ◎ | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。   |

# 除 間 伐 事 業 積 算 基 準

住所 中川郡幕別町新町115番地  
ニツタ株式会社農林事業所  
氏名 所 長 永 野 仁

伐 木 係 数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区 分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐	搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5
	切捨	搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0
	整理伐	搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5
	間伐	搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5
16%以上	除伐	搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0
	切捨	搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5
	整理伐	搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0
	間伐	搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5

傾 斜 係 数 B	
傾 斜	加 算 率
10 度 以 下	95%
11 度 以 上	100%

齢 級 係 数 C										
齢 級 加 算 率	2 齢 級	3 齢 級	4 齢 級	5 齢 級	6 齢 級	7 齢 級	8 齢 級	9 齢 級	10 齢 級	
		11	16	21	26	31	36	41	46	
	100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%	

伐木係数 A 1 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D1  
 伐木係数 A 2 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D2  
 伐木係数 A 3 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D3

ha当り積算人工

樹種	林 齢	作業区分	搬 出	傾 斜	伐採率	積 算 額				伐木係数	傾斜係数	齢級係数	直接工事
						調査	伐木	搬出	計				
カラマツ	26	間伐	1	2	24%以上	D1	D2	D3	D	A	B	C	D
01						1.150	6.900	2.870	10.920	9.500	100%	115%	10.920
02													
03													
04													
05													
06													
07													
08													

小数点第3位切捨て

ha当り積算金額(1人工=10,000円)

枝番	調査費	伐木費	搬出費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	F + G
01	11,500	69,000	28,700	109,200	24,024	133,224	19,984	153,208
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								

直接雑費基礎

労 災 保 険	5.90%	17.50%
失 業 保 険	2.15%	
健 康 保 険	9.45%	
労 務 関 係 費	1.50%	1.50%
機 械 ・ 器 具 損 料	3.00%	3.00%
直 接 雑 費 計	22.00%	22.00%

※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円

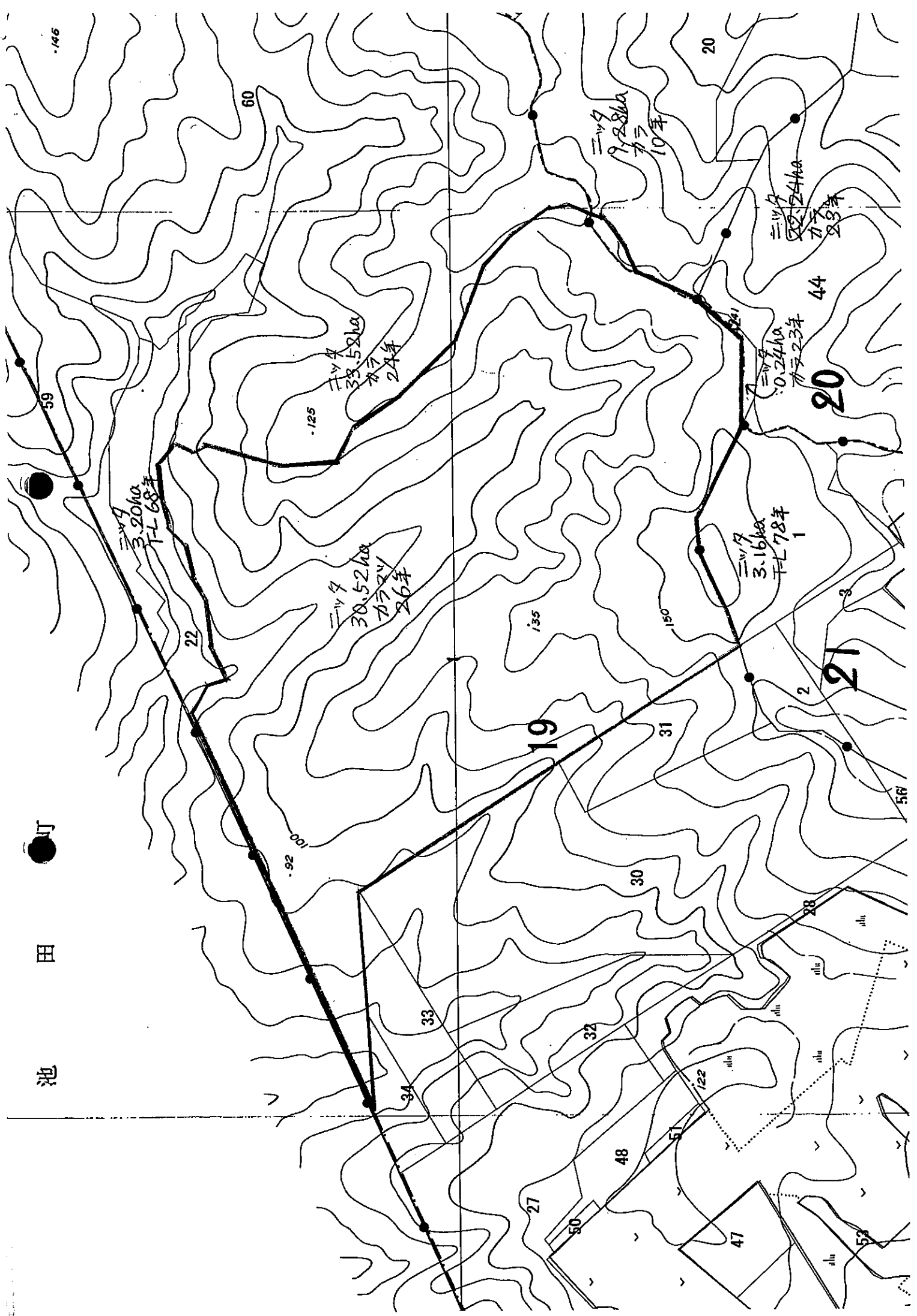
1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%

※ チェンソー-150,000円÷年間100日÷償却5年

1日当り300円÷1人区10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林 班	小 班	面 積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha 当り	税抜金額	消費税	事 業 費
				A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	単 価	単価×面積	I × 5%	I + J
01	19	1	30.52	109,200	24,024	133,224	19,984	153,208	4,675,908	233,795	4,909,703
02											
03											
04											
05											
06											
07											
08											
	計	1件	30.52						4,675,908	233,795	4,909,703

池田町



幕別町宝町 53 番地の 1  
幕別町森林組合

平成 20 年 8 月 11 日申請の平成 19 年度（繰越分）森林環境保全整備事業（春期第 2 回）育成単層林整備に対し、金 279 万 3,981 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 20 年 11 月 17 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	7,334,146	2,793,981
うち道州制分		
計	7,334,146	2,793,981

事務  
費  
項

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

(1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。

(2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林につ



611	14	13	1
シヨカンハツ (タンソウリン)	トカチ	マクハツチヨウ	シソクミ

20-44

事業区分	申請番号	氏名	消費 税 積 ha	施 業 内 容														標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定 係数	査定経費 円	うち消費税 補助金額 円				
				樹種	林齢	笹丈	傾斜	計画 回数	刈 設計	散 布 方 法	伐 作 業 内 容	木 邊 出 有	枝 打 (私) 高	改 良			推 進 費 諸 掛 費 円										
														刈出し 面積 ha	かき起し 面積 ha	つる切り 面積 ha											
	2901207	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1 2224		カラ	23	1	2	1							3	1			0.00	25302	193984	4108796		170	6984953	2793981
*****		(補正合計) 豊頃	2224																			193984	4108796			6984953	2793981
合計				造林者数	件数	面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円	森組等受託						造林者数	件数	面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円						
				1	1	2224	4314204	7334146	2793981							1	1	2224	4314204	7334146	2793981						



## 除 間 伐 事 業 請 負 契 約 書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という) と請負者幕別町森林組合 (以下乙という) との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 3,423,730 円とする。  
(内訳 税抜き価額 3,260,695 円 消費税 163,035 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成20年 7月 10日より  
平成20年 9月 10日までとする。  
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。  
着手時までに 0 パーセント  
中間時に 0 パーセント  
引渡終了後に 100 パーセント  
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書をもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき  
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき  
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第3者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第3者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第3者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。

平成20年 7月 1日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地  
ニッタ株式会社農林事業所  
所長 永野 仁

(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の1  
幕別町森林組合  
代表理事組合長 寺岡 勉

## 除 間 伐 基 準

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 除 伐   | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                        |
| 2 | 切 捨   | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                          |
| 3 | 整 理 伐 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐   | ◎ | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。   |

# 除 間 伐 事 業 積 算 基 準

住所 中川郡幕別町新町115番地  
ニッタ株式会社農林事業所  
氏名 所 長 永 野 仁

伐 木 係 数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区 分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐 搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5	
	切捨 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	整理伐 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	間伐 搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5	
16%以上	除伐 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	切捨 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	整理伐 搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0	
	間伐 搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5	

傾 斜 係 数 B	
傾 斜	加 算 率
10 度 以 下	95%
11 度 以 上	100%

齡 級 係 数 C		2齡級	3齡級	4齡級	5齡級	6齡級	7齡級	8齡級	9齡級	10齡級
齡 級 加 算 率		11	16	21	26	31	36	41	46	
	10	15	20	25	30	35	40	45		
	100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%	
	c	d	e	f	g	h	i	j	k	

伐木係数 A 1	×	傾斜係数 B	×	齡級加算率 C	=	直接工事費 D1
伐木係数 A 2	×	傾斜係数 B	×	齡級加算率 C	=	直接工事費 D2
伐木係数 A 3	×	傾斜係数 B	×	齡級加算率 C	=	直接工事費 D3

### ha当り積算人工

枝番	樹種	林 齢	作業区分	搬 出	傾 斜	伐採率	調 査	伐 木	搬 出	計	伐木係数	傾斜係数	齡級係数	直接工事
							D1	D2	D3	D	A	B	C	D
01	カラマツ	23	間伐	1	2	24%以上	1.100	6.600	2.750	10.450	9.500	100%	110%	10.450
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														

小数点第3位切捨て

### ha当り積算金額(1人工=10,000円)

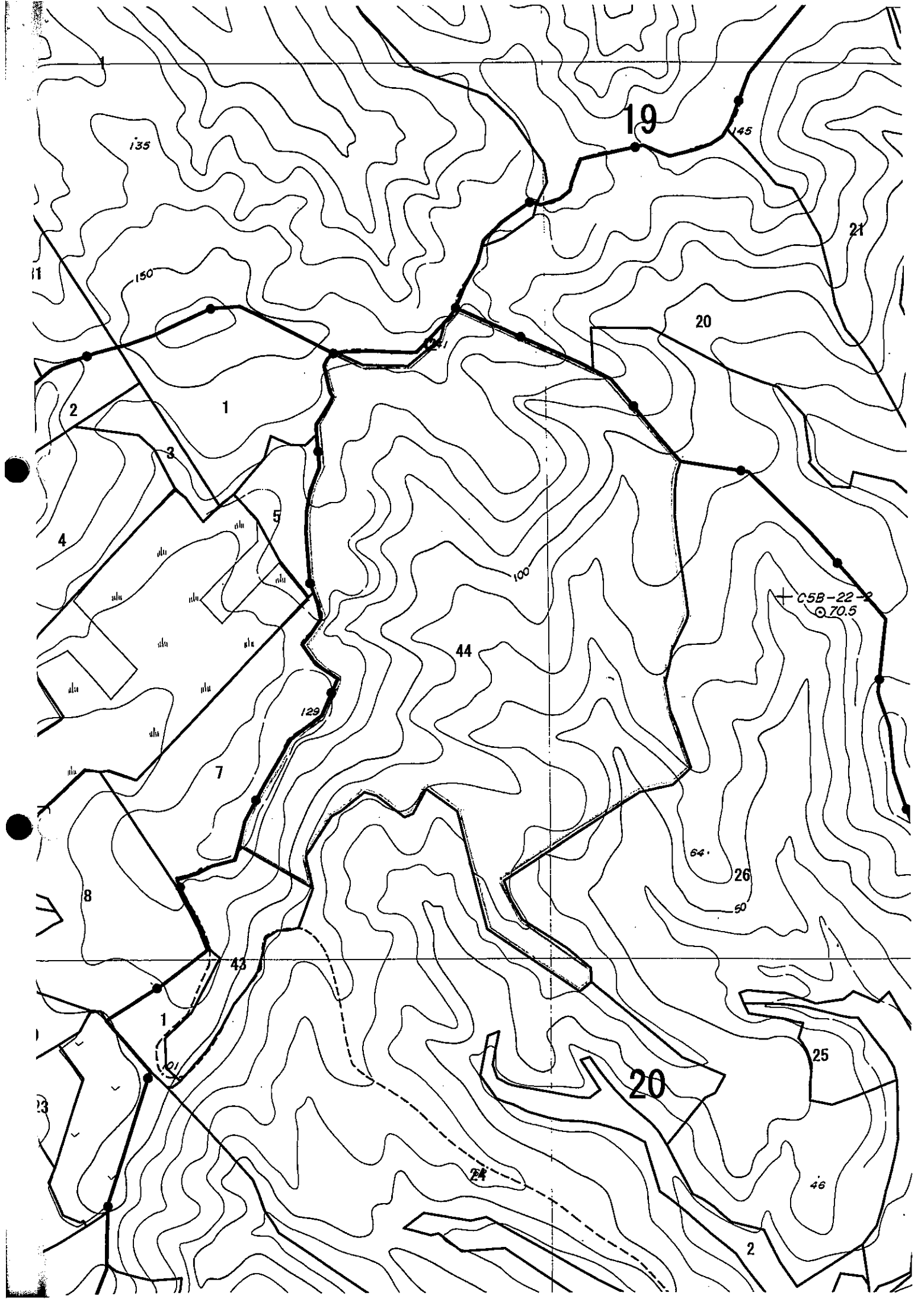
枝番	調査費	伐木費	搬出費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	F + G
	D1	D2	D3	D	E	F	G	H
01	11,000	66,000	27,500	104,500	22,990	127,490	19,124	146,614
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								

### 直接雑費基礎

労 災 保 険	5.90%	17.50%
失 業 保 険	2.15%	
健 康 保 険	9.45%	
労 務 関 係 費	1.50%	1.50%
機 械・器 具 損 料	3.00%	3.00%
直 接 雑 費 計	22.00%	22.00%

※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円  
1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%  
※ チェンソー150,000円÷年間100日÷償却5年  
1日当り300円÷1人区10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林 班	小 班	面 積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha 当り	税抜金額	消費税	事業費
				A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	単 価	単価×面積	I × 5%	I + J
				D	E	F	G	H	I	J	k
01	20	44	22.24	104,500	22,990	127,490	19,124	146,614	3,260,695	163,035	3,423,730
02											
03											
04											
05											
06											
07											
08											
	計	1件	22.24						3,260,695	163,035	3,423,730



(2009.3.25)

2008年

十林務第 30066-13 号指令

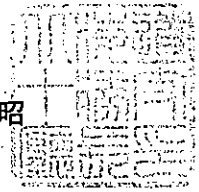
幕別町宝町 53 番地の 1  
幕別町森林組合

平成 20 年 11 月 28 日申請の平成 19 年度（繰越分）森林環境保全整備事業（秋期）育成単層林整備に対し、金 224 万 2,355 円を補助し、及び同額を補助金の確定額とします。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 20 年 11 月 17 日

北海道十勝支庁長 岡本 光昭



1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費（円）	補助金の額（円）
流域育成林整備事業 保育（植栽型） 除・間伐	5,886,135	2,242,355
うち道州制分		
計	5,886,135	2,242,355

b.1  
社・費・収

2 補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に(1)に掲げる行為又は当該作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林計画期間内に(2)に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ支庁長にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。

- (1) 当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ変更される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為。
- (2) 当該補助事業で開設し又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、特定間伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林環境保全整備事業実施要領（以下「要領」という。）第 1 の 4 の(5)の規定に基づき整備する作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為。

3 事業計画に基づいて行う事業のある場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還しなければなりません。

4 作業道等（育成単層林作業道等を含む。以下同じ。）の開設又は改良に係る造林につ

事業区分	申請番号	氏名	消費税率	面積 ha	施 業 内 容											標準単価 円	標準経費 円	実行経費 円	査定係数	査定経費 円	うち消費税補助金額 円		
					樹種	林齢	笹丈	傾斜	計画	刈回数	散布方法	伐作業内容	木搬出有	枝打(払)高	改 良								
															刈出し面積 ha							かき起し面積 ha	つる切り面積 ha
2900401	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	377	カラ	31	1	2	1					3	1			000	27216	208656	749174	170	1273595	509438
2900402	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	272	カラ	30	1	2	1					3	1			000	27216	208656	540518	170	918880	367552
2900403	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1024	カラ	17	1	2	1					2				000	18498	141820	1383096	170	2351263	940505
2900404	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1780	カラ	17	1	2	1					2				000	18498	141820	1452237	170	2468802	940505
2900406	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	056	カラ	22	1	1	1					2				000	17223	132040	2404210	170	4087157	1634862
2900409	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	780	カラ	31	1	2	1					3	1			000	27216	208656	2524396	170	4291473	1634862
2900410	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1756	カラ	22	1	2	1					2				000	18498	141820	70422	170	119717	47886
2900411	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	584	カラ	22	1	2	1					2				000	17223	132040	73942	170	125701	47886
2900412	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	972	カラ	21	1	2	1					2				000	18498	208656	1550016	170	2635027	1054010
2900413	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	400	カラ	21	1	2	1					2				000	18498	141820	1627517	170	2766778	1054010
2900414	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	188	カラ	35	1	2	1					3	1			000	27216	208656	2371794	170	4032049	1612819
2900415	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	468	カラ	32	1	2	1					3	1			000	27216	208656	2490359	170	4233610	1612819
*****	ニフ. 2000		8657																141820	788797	170	1340954	
																			141820	828229	170	1407989	536381
																			141820	1312861	170	2231863	
																			141820	1378490	170	2343433	892745
																			141820	540272	170	918462	
																			141820	567280	170	964376	367384
																			208656	373594	170	635109	
																			208656	392273	170	666864	254043
																			208656	930010	170	1581017	
																			208656	976510	170	1660067	632406
																			13014764			22125093	
																			13665410			23231193	8850031
14-18	2901202	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	1124	カラ	18	1	2	2				3	1			000	25302	193984	2076568	170	3530165	1412066
19-61	2901204	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	580	カラ	22	1	2	1				2				000	18498	141820	783394	170	1331769	532707
19-62	2901205	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	160	カラ	21	1	2	1				2				000	18498	141820	822556	170	1398345	532707
																			141820	216109	170	367385	
																			226912		170	385750	146954
合計				面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円	造林者数	件数	面積 ha	標準経費等 円	査定経費 円	補助金額 円	森組等受託									



平成 19 年度 7 月 期

造林事業補助金交付内訳書  
クリコシ

事業の種類	支庁	市	町	村	申請方法	森組判定
611	14		13		1	
シヨカンハツ (クソウリン)	トカチ		マクハツチヨウ		シソクミ	

事業区分	申請番号	氏名	消費税積	面積 ha	施業内容															ha	当り	標準単価	標準経費	実行経費	査定係数	査定経費	うち消費税補助金額						
					樹種	林齢	笹丈	傾斜	計画	下回	列設	散布方法	伐木作業内容	木搬出有	枝打(払)高	改良			推進費諸掛費									標準単価	標準経費	実行経費	査定係数	査定経費	うち消費税補助金額
																刈出し面積	かき起し面積	つる切り面積															
2901206	マクハツチヨウシンリンクミアイ	1	164	シラカ	23	1	2	1			2						000	18498	141820	221512	376570	170	395394	150628									
*****	エツ、豊田		2028																	3297583	5605889		5886135	2242355									
合計		造林者数	件数	面積	標準経費等	査定経費	補助金額	森組等委託	造林者数	件数	面積	標準経費等	査定経費	補助金額																			
		31	56	16633	26216809	44568551	16978580		31	56	16633	26216809	44568551	16978580																			



## 除間伐事業請負契約書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という) と請負者幕別町森林組合 (以下乙という) との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 1,650,852 円とする。  
(内訳 税抜き価額 1,572,240 円 消費税 78,612 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成20年 8月 20日より  
平成20年 10月 20日までとする。  
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。  
着手時までに 0 パーセント  
中間時に 0 パーセント  
引渡終了後に 100 パーセント  
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0 パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書をもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき  
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき  
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第3者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第3者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第3者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。

平成20年 8月 18日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地  
ニッタ株式会社農林事業所  
所長 永野 仁

(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の1  
幕別町森林組合  
代表理事組合長 寺岡 勉

# 除 間 伐 基 準

- |   |     |   |   |
|---|-----|---|---|
| 1 | 除 伐 | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                        |
| 2 | 切 捨 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                          |
| 3 | 整理伐 | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐 | ◎ | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。   |

# 除間伐事業積算基準

住所 中川郡幕別町新町115番地  
ニッタ株式会社農林事業所  
氏名 所長 永野 仁

伐木係数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区 分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐 搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5	
	切捨 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	整理伐 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	間伐 搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5	
16%以上	除伐 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	切捨 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	整理伐 搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0	
	間伐 搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5	

傾斜係数 B	
傾 斜	加 算 率
10 度 以 下	95%
11 度 以 上	100%

齢級係数 C		2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級
齢 級 加 算 率			11	16	21	26	31	36	41	46
		10	15	20	25	30	35	40	45	
		100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%
		c	d	e	f	g	h	i	j	k

伐木係数 A 1 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D1  
 伐木係数 A 2 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D2  
 伐木係数 A 3 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D3

ha当り積算人工

	樹種	林 齢	作業区分	搬出	傾 斜	伐採率	調 査	伐 木	搬 出	計	伐木係数	傾斜係数	齢級係数	直接工事
							D1	D2	D3	D	A	B	C	D
01	カラマツ	18	間伐	1	2	24%以上	1.050	6.300	2.620	9.970	9.500	100%	105%	9.970
02														
03														
04														
05														
06														
07														
08														

小数点第3位切捨て

ha当り積算金額(1人工=10,000円)

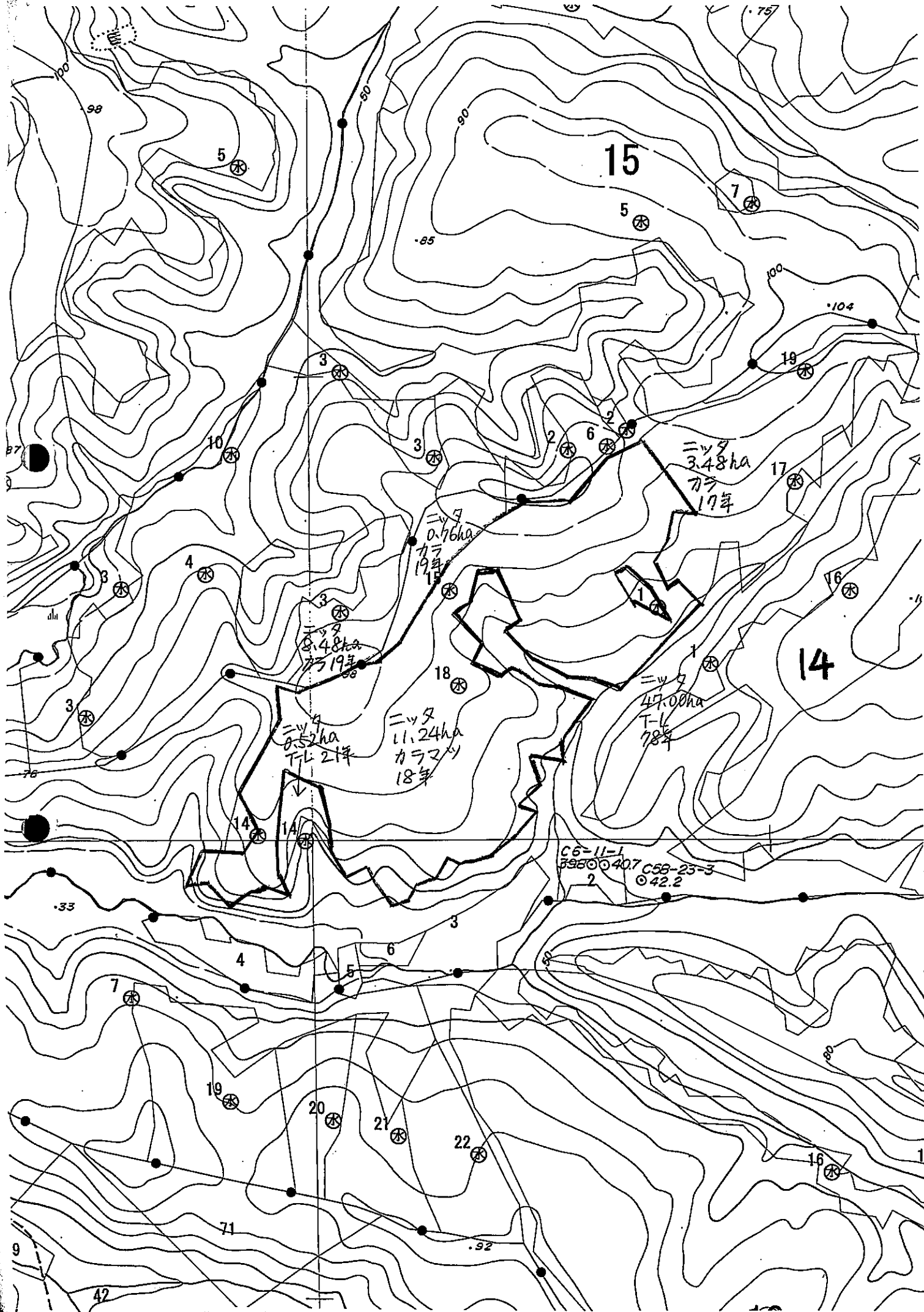
枝番	調 査 費	伐 木 費	搬 出 費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	F + G
	D1	D2	D3	D	E	F	G	H
01	10,500	63,000	26,200	99,700	21,934	121,634	18,245	139,879
02								
03								
04								
05								
06								
07								
08								

直接雑費基礎

労 災 保 険	5.90%	17.50%
失 業 保 険	2.15%	
健 康 保 険	9.45%	
労 務 関 係 費	1.50%	1.50%
機 械・器 具 損 料	3.00%	3.00%
直 接 雑 費 計	22.00%	22.00%

※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円  
 1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%  
 ※ チェンソー150,000円÷年間100日÷償却5年  
 1日当り300円÷1人区10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林 班	小 班	面 積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha 当り	税抜金額	消費税	事業費
				A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	単 価	単価×面積	I × 5%	I + J
				D	E	F	G	H	I	J	k
01	14	18	11.24	99,700	21,934	121,634	18,245	139,879	1,572,240	78,612	1,650,852
02											
03											
04											
05											
06											
07											
08											
	計	1件	11.24						1,572,240	78,612	1,650,852





## 除 間 伐 事 業 請 負 契 約 書

発注者 ニ ッ タ k.k (以下甲という)と請負者幕別町森林組合(以下乙という)との間に、除間伐事業について次の事項により請負契約を締結する。

(箇所および内容)

第1条 この契約により実施する除間伐事業は、別紙見積明細書のとおりとし、甲はこの事業を乙に発注し、乙はこれを請け負うものとする。

(基準)

第2条 除間伐事業の実施にあたっては、別に定める事業基準によるものとする。

(請負金額)

第3条 請負金額は 1,025,432 円とする。  
(内訳 税抜き価額 976,601 円 消費税 48,831 円)

(期間)

第4条 事業期間は、平成20年 9月 1日より  
平成20年 10月 31日までとする。  
但し、やむを得ず事業期間の変更を要するときは、甲乙協議のうえ変更することができるものとする。

(着手完了通知)

第5条 乙は、事業に着手したとき、及び完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

(引渡)

第6条 事業が完了したときは、甲乙立会のうえ引渡をするものとする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金の支払方法は、次によるものとする。  
着手時までに 0パーセント  
中間時に 0パーセント  
引渡終了後に 100パーセント  
請負代金の支払期限は、乙が発行する請求書に定める期日までとする。

(延滞金)

第8条 乙は、前条の支払期日までに請負代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じた年利 0パーセントの割合で計算した額を延滞金として乙に支払うものとする。

(変更)

第9条 事業量等の変更により請負金額の変更を要するときは、甲乙協議のうえ、その内容を文書をもって明らかにして変更するものとする。

(解約)

第10条 次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。  
1 乙において、正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき  
2 甲乙いずれかにおいて、倒産、失踪、破産等の事由があったとき  
3 不可抗力等やむを得ない事情で甲または乙から契約解除の申し出があったとき

(損失補てん)

第11条 この契約に対し、甲乙両者において、いずれかが不履行した場合、相手方の損失を補てんするものとする。

(第三者の損害)

第12条 当該土地にかかわる権利権限その他から生ずる第三者との間におこる一切の問題に関して乙は関与しないものとする。

第13条 乙はこの契約の履行にあたって、第三者に損害をおよぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(転用の規則と補助金返還)

第14条 甲は補助対象地を事業完了の翌年度から起算して5年以内は、原則として森林以外に転用しないものとする。但し、やむを得ない事情で森林以外に転用する場合は、あらかじめ乙に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた乙は、補助金交付指令に基づく所定の手続きによって支庁長の承認を得、その結果を甲に通知するものとする。

3 甲は、第2項により転用する場合、乙が支庁長から当該補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた時は、乙の請求により返還相当額を乙に支払うものとする。

又、甲が当該森林を売り渡し、もしくは譲渡をし、又、賃貸権、地上権の設定をさせた後その相手方が事業の完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合に於いても、甲がその責を負うものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、甲乙双方押印のうえ乙が保有するものとし甲は写しを保有するものとする。

平成20年 8月 28日

(甲) 発注者 中川郡幕別町新町115番地  
ニッタ株式会社農林事業所  
所長 永野 仁

(乙) 請負者 中川郡幕別町宝町53番地の1  
幕別町森林組合  
代表理事組合長 寺岡 勉



# 除 間 伐 基 準

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 除 伐   | × | (1) 主として支障木の除去ならびにつる切をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                        |
| 2 | 切 捨   | × | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。                          |
| 3 | 整 理 伐 | ◎ | (1) 主として人工木の除去（間引き）をする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 整理伐として伐採木の玉切りをする。 |
| 4 | 間 伐   | × | (1) 方法は、定性・定量・併用とする。<br>(2) 本数率で24%以上を伐採する。<br>(3) 伐採木の林内外集積をするものとする。   |

# 除 間 伐 事 業 積 算 基 準

住所 中川郡幕別町新町115番地  
ニツタ株式会社農林事業所  
氏名 所 長 永 野 仁

伐 木 係 数 A		A1	A2	A3		
伐採率	区 分	調査費	伐木費	搬出費	計	
15%以下	除伐 搬出無し	1.0	4.5	0.0	5.5	
	切捨 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	整理伐 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	間伐 搬出有	1.0	5.5	2.0	8.5	
16%以上	除伐 搬出無し	1.0	5.0	0.0	6.0	
	切捨 搬出無し	1.0	5.5	0.0	6.5	
	整理伐 搬出無し	1.0	6.0	0.0	7.0	
	間伐 搬出有	1.0	6.0	2.5	9.5	

傾 斜 係 数 B	
傾 斜	加 算 率
10 度 以 下	95%
11 度 以 上	100%

齢 級 係 数 C										
齢 級 加 算 率	2 齢 級	3 齢 級	4 齢 級	5 齢 級	6 齢 級	7 齢 級	8 齢 級	9 齢 級	10 齢 級	
		11	16	21	26	31	36	41	46	
		10	15	20	25	30	35	40	45	
	100%	100%	105%	110%	115%	120%	125%	125%	125%	
	c	d	e	f	g	h	i	j	k	

伐木係数 A1 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D1  
 伐木係数 A2 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D2  
 伐木係数 A3 × 傾斜係数 B × 齢級加算率 C = 直接工事費 D3

ha当り積算人工

	樹 種	林 齢	作業区分	搬 出	傾 斜	伐採率	調 査	伐 木	搬 出	計	伐木係数	傾斜係数	齢級係数	直接工事
							D1	D2	D3	D	A	B	C	D
01	カラマツ	22	整理伐	0	2	24%以上	1.100	6.600		7.700	7.000	100%	110%	7.700
02	カラマツ	21	整理伐	0	2	24%以上	1.100	6.600		7.700	7.000	100%	110%	7.700
03	シラカバ	23	整理伐	0	2	24%以上	1.100	6.600		7.700	7.000	100%	110%	7.700
04														
05														
06														
07														
08														

小数点第3位切捨て

ha当り積算金額(1人工=10,000円)

枝番	調 査 費	伐 木 費	搬 出 費	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	税抜金額
	A1	B1	C1	A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	F + G
	D1	D2	D3	D	E	F	G	H
01	11,000	66,000		77,000	16,940	93,940	14,091	108,031
02	11,000	66,000		77,000	16,940	93,940	14,091	108,031
03	11,000	66,000		77,000	16,940	93,940	14,091	108,031
04								
05								
06								
07								
08								

直接雑費基礎

労 災 保 険	5.90%	17.50%
失 業 保 険	2.15%	
健 康 保 険	9.45%	
労 務 関 係 費	1.50%	1.50%
機 械・器 具 損 料	3.00%	3.00%
直 接 雑 費 計	22.00%	22.00%

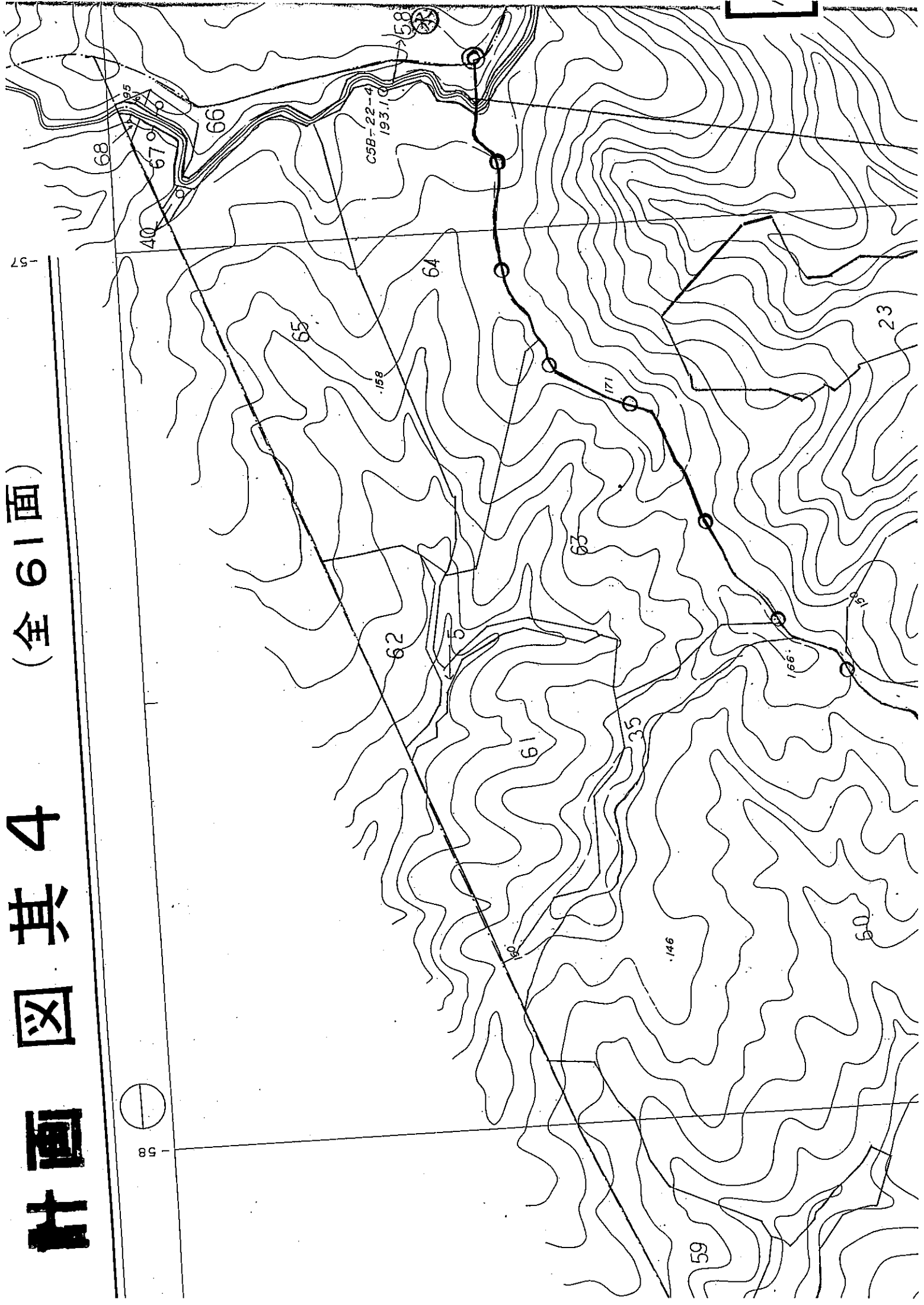
※ 現場通勤60km÷4人乗車÷L当り10km×燃料100円  
 1日当り150円÷1人工10,000円=労務関係費 1.5%  
 ※ チェンソー150,000円÷年間100日÷償却5年  
 1日当り300円÷1人工10,000円=機械器具損料 3.0%

枝番	林 班	小 班	面 積	直接工事	直接雑費	直接費	間接雑費	ha 当り	税抜金額	消費税	事 業 費
				A1+B1+C1	D×22%	D + E	F×15%	単 価	単価×面積	I × 5%	I + J
				D	E	F	G	H	I	J	k
01	19	61	5.80	77,000	16,940	93,940	14,091	108,031	626,580	31,329	657,909
02	19	62	1.60	77,000	16,940	93,940	14,091	108,031	172,850	8,643	181,493
03	20	43	1.64	77,000	16,940	93,940	14,091	108,031	177,171	8,859	186,030
04											
05											
06											
07											
08											
	計	3件	9.04						976,601	48,831	1,025,432

× 河川 除伐

# 計画図其4 (全61面)

57-



23

60

59

C58-22-4  
193.10

171

166

130

65

62

61

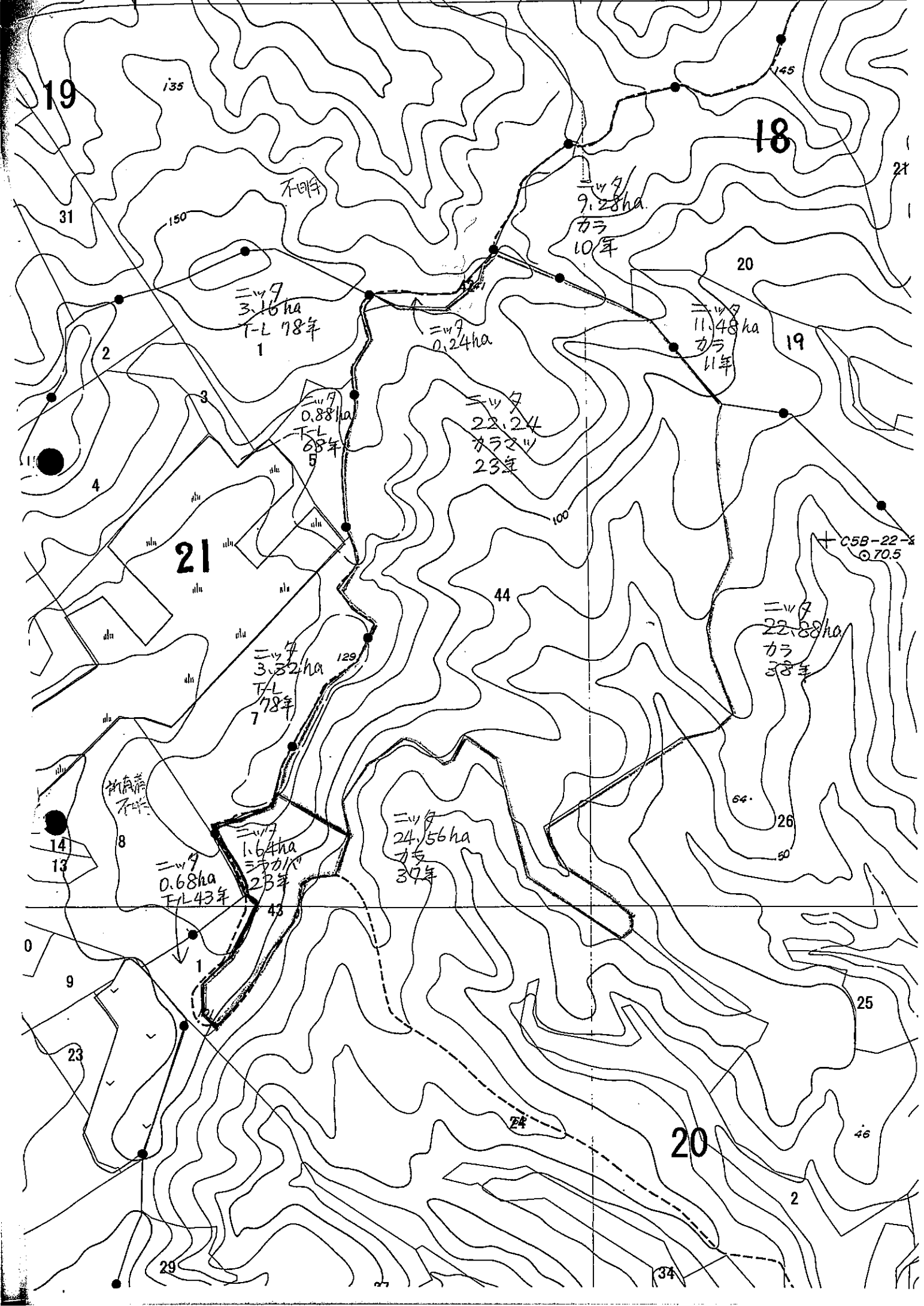
65

64

68

40

58



19

18

21

20

ニワ  
3.16ha  
T-L 78年  
1

ニワ  
9.28ha  
カラ  
10年

ニワ  
11.48ha  
カラ  
11年

ニワ  
0.24ha

ニワ  
22.24  
カラ  
23年

ニワ  
0.88ha  
T-L  
68年  
5

C58-22-x  
70.5

ニワ  
22.88ha  
カラ  
38年

ニワ  
3.32ha  
T-L  
78年  
7

ニワ  
24.56ha  
カラ  
37年

ニワ  
0.68ha  
T-L 43年  
1

ニワ  
1.64ha  
カラ  
23年  
43

不明

29

34